



ご存知ですか？ 議員の寄附行為は禁止されています

市議会議員、県議会議員などの政治家は、公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物品を贈ったり、年賀状、暑中見舞いなどのあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く）を出したりすることが禁止されています。また、有権者が議員に寄附を求めることも禁止されています。

例えば、議員が町内のお祭り、会合、スポーツ大会、親睦旅行などに対して、寄附や祝儀、飲食物の差し入れをすると違法行為として処罰されます。さらに、個人に対しても、病気見舞い、入学や卒業などの祝い金、お中元やお歳暮などを贈ることも禁止されています。

ただし、議員本人が出席する結婚式の祝儀や葬儀の香典は例外的に罰則の対象から除かれています。

会費制の会合や行事などにおける会費徴収については、寄附に当たらないとされています。地域の会合や行事などで、議員に対し、会費制の案内をされる場合は、会費金額を明記してご通知くださるようお願いいたします。

◆公職選挙法上の禁止行為◆（例）

- ① 祭りへの寄附金や飲食物の差し入れ
- ② 地域の行事やスポーツ大会への祝儀や飲食物の差し入れ
- ③ 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ④ 年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状
（ただし、答礼のための自筆のものを除く）
- ⑤ 落成祝いや開店祝い、葬儀の花輪・供花など
- ⑥ 病気見舞い（見舞金・物品）
- ⑦ お中元やお歳暮
- ⑧ 入学祝いや卒業祝い、就職祝いなど
- ⑨ 議員の代理が出席する場合の香典、結婚祝い

※祝電、弔電、メッセージなどは罰則の対象から除かれています。